

(公社) 都市住宅学会学術委員会
2003年1月15日制定
2005年1月14日改訂
2005年12月15日改訂
2007年12月21日改訂
2008年12月19日改訂
2010年9月27日改訂
2013年11月30日改訂

はじめに 都市住宅学会は、従来の都市及び住宅関連分野の論文・論説はもとより、下記のような特定の専門分野にとどまらない学際的・総合的視点に富んだもの、規範的・政策的論点を踏まえた論文・論説の応募及び質疑討論を歓迎しています。

(1) 学際的視点を踏まえた研究論文

- ① 執筆者の専門分野以外の学術分野に関連する記述があるもの
- ② 特定の専門分野にとどまらない包括的分析及び分野によって判断が異なるような領域について、その前提や思考様式の相違を明確にしつつ論理的解明を試みるもの
- ③ 複数の学術研究分野の視点、方法論等を活用することにより、新たな知見を提示するもの

(2) 規範的・政策的論点を踏まえた論文・論説

- ① 政策及び規範的価値判断の基準を論理的に解明しつつ提示するもの
- ② 都市住宅に関する複数の主体（地権者、供給者、施工者、居住者、地方自治体、政府、市民等）について、広く総合的に捉える視点を有するもの

(3) 話題性・新規性のある論説

最新の調査結果や統計分析、興味ある実験例や計画、政策提言等に関する論説

1. 内容

(1) 都市住宅学に関する論文・論説とする。論文とは論理的・定量的な根拠に基づいて命題を示すなど学術的な価値の高いもの、論説とは論文ほどの厳密な根拠は示さずとも独自の提案・提言・体系化案などが含まれ独創性ないし有益性が特に高いものである。

(2) 原則として未発表のものとし、他の学術誌への審査付論文・審査付論説としての二重投稿は認めない。ただし既発表であっても、シンポジウム等で梗概または資料として発表したもの、大学・試験研究機関等で部内発表したものについてはこの限りでない。

(3) F6_KF 論文の審査においては、研究としての完成度、学術的水準の高さを重視する。論説の審査においては、論旨の論理性、論拠の客観性、論説内容の独創性や斬新性を重視する。論説においても、広く国内外の既存研究・論説を参照するなど、論説の独創性を示すこと。

2. 応募資格

投稿から採択決定までの審査期間中、投稿者および連名者が学会会員であること。

3. 応募期間

随時とする。

4. 投稿方法 論文・論説の投稿は原則として、電子メールによる添付ファイルによることにする。原稿は、全て pdf ファイル（モノクロ）に変換し、投稿時に以下のものを提出すること。

- 1) 正原稿（著者名、所属などの情報が記入されているもの）、pdf ファイル（モノクロ）。
- 2) 副原稿（著者名、所属などの情報が伏せられているもの）、pdf ファイル（モノクロ）。
- 3) [投稿原稿審査申込書 (doc)] の pdf ファイル（モノクロ）。

なお、pdf ファイルを提出できない場合は、投稿料 5,000 円を支払うこと。詳細は電子メールにて事務局に問い合わせること。

5. 論文・論説の採否 学術委員会が都市住宅学会論文・論説審査規程に基づき、論文・論説として採否を判定する。

なお、審査付論文、審査付論説の区別は、掲載時の論文・論説の一部に明記される。

6. 著作権

著作権は都市住宅学会著作権取扱い規則に基づき取扱う。

7. 異議申し立て

- (1) 審査結果が不採択の場合、不採択理由に対して応募者（連名の場合は著者全員を代表する者）が不当と判断したときは、不採択通知から 3 カ月以内にその理由を付して学術委員会に異議申し立てをすることができる。
- (2) 学術委員会は、都市住宅学会論文・論説審査規程に基づき異議申し立ての採否を判定する。
- (3) 異議申し立て者は、電子メールの件名に「異議申し立て」と記入し、異議申し立て内容を詳述した文書（書式任意）、正原稿（著者名、所属などの情報が記入されているもの）、副原稿（著者名、所属などの情報が伏せられているもの）の pdf ファイル（モノクロ）、各 1 部ずつを添付し学会事務局宛に提出すること。

8. 発表

採択した論文・論説は、『都市住宅学』に速やかに掲載する。

9. 質疑討論

- (1) 質疑討論は、『都市住宅学』に掲載された論文・論説（ただし掲載後 1 年以内）に対する質疑または討論とする。
- (2) 質疑討論は、都市住宅学会論文・論説執筆要領に基づき執筆すること。

10. 審査料、掲載料

pdf ファイルで提出されるものについては、当分の間無料とする。その他の方法で提出されるものは、5,000 円とする。